

# 第4回 草津市自転車安全利用検討委員会 議 事 録

[日時] 平成25年5月29日(水) 10:00～

[場所] 市民交流プラザ5階 大会議室

## 1. 開 会

## 2. 議 題

- ① 前回委員会の論点について
- ② 条例の検討項目について
- ③ 提言(案)について

## 3. その他

- 次回日程等について(平成25年7月下旬)

## 4. 閉 会

[出席者名簿]

氏 名	所属等	備 考
嶋田 正男	市民代表（公募）	
山本 恵美	市民代表（公募）	
川瀬 善行	草津市自治連合会	副委員長（欠席）
西蔵 清彦	草津市老人クラブ連合会	
金澤 郁夫	草津市商工会議所	
福永 正	草津栗東地区労働者福祉協議会	
石塚 隆	滋賀県バイコロジーをすすめる会	
大西 清	滋賀県自転車軽自動車商業協同組合	
田中 吉恵	滋賀県自転車防犯協会	
水野 靖枝	草津市立小中学校校長会	
辻 美也子	滋賀県立高等学校	
小川 圭一	立命館大学	委員長
近藤隆二郎	滋賀県立大学	（欠席）
高取 彰	学校法人立命館 BKC事務局	
前野 奨	滋賀県脊髄損傷者協会	
駒井 喜行	草津市商店街連盟	
松村 幸子	草津栗東交通安全協会	
堤 伸一	草津警察署	
小嶋 栄子	滋賀県土木交通部	
林 奈央	滋賀県南部土木事務所	（代理）
事 務 局	草津市 都市建設部 交通政策課	

[討議内容]

## 1. 開 会

【事務局の挨拶】

【委員長の挨拶】

## 2. 議 題

### ① 前回委員会の論点について

【事務局より資料の説明】

【質疑応答】

(委員長) 前回の委員会の論点について、何かご質問や追加、修正等があれば、お願いします。私から1点だけ申し上げます。3番目の「利用促進等に関する……」というところの2つ目のところで、ガイドラインの話があります。最後の3行目のところで、「交通規制がかからない路面標示の検討」という意図としては、自転車レーン等をきっちり作るとなると必要な幅員等があるので、そういうのができないところでも路面に色を塗るなど、できる範囲のことで進めていきたいと思いますという趣旨だと思うのですが、よろしいですか。A委員がおっしゃったと思いますが、いかがでしょうか。

(A委員) そうですね。整備できることが一番いいのですが、無理な場合はそういう方法もあるということです。

(委員長) 交通規制がかからないというのは、いわゆる自転車専用通行帯というのでなくてもできるものやっていくという趣旨ですね。

(A委員) はい。

(委員長) 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ご意見が無いようであれば、論点の整理については、ご確認いただいたとおりとしておきたいと思います。

### ② 条例の検討項目について

【事務局より資料の説明】

【質疑応答】

(委員長) 条例の検討項目に関して、前回からの変更、追加項目を一通りご説明いただきましたので、意見等をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

(B委員) 3ページ目の自転車の利用環境の向上という項目について、条例の文章としては入りに

くいと思いますが、運用面でご検討いただきたいと思っている点があります。それは、特に交差点の縁石など、ここの段差が非常に場所によってばらつきがあります。ほとんど段差がないところもあれば、2cm ぐらいの高さになっていて、そこを自転車で行こうとすると、すごいショックを受けるわけです。だから、そんなところは段差が大きいと危ないんじゃないかなということ、道路の改修と併せてできるだけ交差点の縁石の段差が少ないような形にやっただけなら、歩道のところを走るにしても危険が少なくなるのではないかなということ、意見として言わせてもらいます。

(事務局) 昔、道路構造令で段差は2cm 以上という規定がありました。今はそれが非常に危険ということで、1cm 以下に収めるようにしているところです。草津市におきましても、バリアフリー基本構想というのを設けて、草津駅、南草津駅を中心とした部分でバリアフリー化の工事を進捗させております。まだ、すべてに達してございませんので、ご意見を参考に、そのあたりにつきましても、明示するかどうかも含めて検討していきます。ただ、取組は図っておるということをご理解願いたいと思います。

(委員長) ありがとうございます。道路をそれぞれ造った時期で、その時の条例なり法律なりにばらつきがあるということかと思えます。あと、段差というお話がございました。自転車に関する研究などでも言われている話として、段差があると皆さん、それをよけますよね。なので、歩道を歩く人と自転車をうまく分けようという時に、段差を少しいじることによって、自転車はこちら側に寄ってほしいとか歩く人はこちら側というような誘導をうまくするというような研究の事例もありますので、そのあたりも実際に道路を造る時に工夫していければいいかなと思いました。

(C委員) 3 ページに書いてある点について、財政上の措置を市が実施されると思います。私も推奨してほしいのですが、ペイントで自転車道を引くというような費用をここに見込んでいるのでしょうか。もう一つは、道路が国道と草津市道と分かれたりして、草津市だけの予算措置でできるのかどうか。そのあたりのところをお聞かせください。

(事務局) 財政上の措置につきましては、今回、対策の例ということで色々書いてございます。それについて、市としてできるものを予算措置していこうと考えております。それと市内には県道、国道がございます。草津市が本条例を定めたということになりました時には、国、県に対しても、この条例に基づく施策として検討をお願いしていくこととなります。ご理解をお願いしたいと思います。

(C委員) タイミング的に同時スタートにはならないわけですね。

- (事務局) 条例を制定してからということにはなると思います。
- (C委員) 当然この条例が出る時、市はそれなりの予算を積まれると思います。ただ、国とか県に対して、それ以降の申請となると、年度はずれてきますね。
- (事務局) ご指摘のとおり多少のずれは生じますが、今現在、県におかれましてもそういうバリアフリー対策に取り組まれていますし、交通安全の観点から、県道につきましても、青色の明示をやってもらっていますので、同時進行的には進めてまいりたいと思います。
- (C委員) 一般的に会社などもそうなんですけれど、期間を設けていつまでに目標を100%達成するかというようなことで予算措置をやっていると思います。例えば、県とか国にプッシュする場合にも市としてこの計画でやるからこの中でやってほしい、というふうな予定はありますか。要は先の計画を示さないとずっと段階的にずれていくわけです。
- (事務局) 3ページの真ん中あたりで、「自転車安全利用活用推進員の設置」というご提言をいただいております。この中でもまたご議論をしていく必要があると考えております。それに基づきまして、年次計画を立てながら自転車の安全利用、交通安全も含めて立てていくべきと思っております。今現在の段階では、その年次計画を事務局の方では立ててはおりませんので、ご理解のほどをお願いいたします。
- (C委員) この委員会ではこの条例を作って、その後に推進員を選んで、そのメンバーで計画を立てるといえることですか。
- (事務局) メンバーでご議論をいただく。当然事務局サイドで、議論のための資料を作ろうというのは考えております。
- (C委員) わかりました。先のことになりますが、3年ぐらいである程度、草津市として例えば7割とか8割の計画達成ができるのかというイメージで、質問をさせていただきました。わかりました。
- (委員長) ありがとうございます。今、利活用推進員のお話が出ていましたが、2ページの一番下「市の責務」があって、その中の2つ目、「……総合的かつ計画的に実施するため、関係者による会議を組織する」、その下に「基本計画を策定する」という話がかかれていいますので、この辺りが今のお話に関連するかと思います。この計画自体をどういう仕組みで作っていくかというのはこれからだと思いますが、一応、総合的な計画とか基本計画というのが、今おっしゃったような話も含むのかなと思います。あと、今のご意見で私も気がついたのは、国道と県道と市道ではそれぞれ道路管理者が違うので、この計画の中に道路整備なども含むということであれば、道路管理者になるような国とか県も、

この会議の関係者の中に含んでいくということはあるのかなと思います。これは条例の中にそこまで書くかどうかという話ではないかもしれませんが、ここでいう関係者の中に他の管理主体も含まれているということかなと思います。

(D委員) 前回欠席したので、少し違うことを話ししているのかもわからないのですが、4月から交通事故が新堂中学校で2件ありました。車と接触をしたら人をどうというのではなくて自分で田んぼの方に突っ込んでいってしまうということがありまして、1人の子は何針か縫っています。現場を見ると、きちんと見ていたら大丈夫だけれども、やっぱりずっと行くところがいくつかあるので、車のことや歩行者のことだけでなく、そういう部分でも危ないところはあるので、そのあたりの環境整備もすごく大事なことはないかなという気がします。それから、これもまた少し違う観点ですが、青少年の主張の作文がありまして、1人の子の作文が「大人かて」という題でした。何を書いているのかというと、「並進したらあかんとか何とか私らばかり注意するけど、大人かてひどいやないか」というようなことが書いてある主張があったので、一応紹介させていただきます。やはり大人がしっかりマナーを守っていかなければいけないんだなと。もちろん子どもたちにも自分たちのやれることはきちんとさせなければいけないと思います。

(委員長) ありがとうございます。最近駅の近くに引っ越ししまして、駅周辺を朝に通るようになりました。結構自転車の皆さんはいい加減に乗ってまして、中高生・大学生だけではなくて、大人も結構いい加減な乗り方をしているというのは、現実にも目の当たりになるようになりました。中高生の教育ももちろん必要ですが、大人も含めて安全啓発とか安全教育も考えなければいけないかなと思います。

(E委員) 自転車の定義ですが、二輪の自転車、三輪の自転車があると思います。さらに、ハンドサイクルとかいうのがあるのですが、車椅子の前に自転車のようなものを付けて、手で漕ぐのです。元々どこから来ているのかはよくわからないのですが、健常者の方も乗られているハンドサイクルとかいうのもたまに見かけるのです。長距離を走っておられるのかよくわからないのですが、たまに見かけるので、それも含めた自転車というところの定義が必要なのかなと思ったので、ひとつご意見させていただきました。それとももう一つ質問なのですが、「財政上の措置」というところで、「自転車に関する助成金や優遇制度などの設定」とありますが、何か具体的な例を考えているというのがあれば、一つ教えていただけたらと思います。

(事務局) 対策例ということで3ページ右側に書いてございます。安全用具やヘルメット購入助成

を挙げておりますが、具体的には、何も決まっております。ただ、そういう助成的な面の補助も必要ではないかということで書かせていただいております。当然ハード面での予算というのは、別途また取っていかうと考えております。それと、最初おっしゃっていただきました自転車の定義、これについては勉強させていただく必要があるかと思っております。ヨーロッパの方で前に子どもを乗せるような自転車、そういうのも流行っているということも、小林先生にご講義をいただいた時に、お話されていまして、そのあたりも参考にして、次回報告をさせていただきます。

(E委員) ありがとうございます。

(委員長) 先ほどの自転車の定義の話ですが、私もきちんと把握はできてないのですが、いわゆる道路交通法で普通自転車とあります。1 ページ目の一番上に自転車とあって、道路交通法第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車をいうのがあります。中身はわからないのですが、道路交通法で普通自転車というのがある、おそらくハンドサイクル等は含まれず、軽車両にはなるのかなと思っておりますが、正しくないかもしれません。法律上でいう普通自転車と呼ばれる自転車とそこに入らないハンドサイクルみたいなものがあると思っております。ここで言っている自転車とそういった普通自転車以外のものも含むのかというところは少し整理をした方がいいのかなという気がしました。F 委員、普通自転車の定義はいわゆる二輪の自転車ですよね。

(F委員) はい、そうです。

(委員長) 今のハンドサイクルとか三輪のやつは入らない？

(F委員) 私もハンドサイクルというのが、あんまりイメージが湧いてこないです。

(E委員) 車いすに付けるタイプと、二輪車の手で漕ぐタイプのものが今、たまに見かけます。愛好家がおられるみたいで、よく走っておられるのを見るので、それも足で漕ぐか手で漕ぐかの違いで、自転車なのかなと僕は整理をしているのです。車いすに付けるタイプはまた別になるのか、車いす自体が軽車両ですよね。

(委員長) 車いすに付けるといったらどんなタイプなんですか。

(G委員) 前に一輪、タイヤが付いていて、そのタイヤをチェーンでつないでいます。同じように手で漕ぐのです。ここにつくような感じですね。イメージとして三輪みたいな感じになります。それをたまに使っています。

(F委員) それは普通自転車とは言わないと思います。

(G委員) そうですね。でも、サイクルと付いていると、どうなのかなと。

- (委員長) 普通自転車ではないですね。軽車両の一つだと思います。
- (G委員) 二輪のハンドサイクルはどうなるのですか。足で漕ぐか手で漕ぐかの違いだけで。
- (委員長) そうですね。そこまで、私はパッとわからないですね。ただ、それによってルールが変わって来ますよね。軽車両だと車道の左側でいいのですが、いわゆる自転車道や自転車レーンでそこを走れるかどうかというのは、普通自転車のグループに入るかどうかで変わってきたような気がしますので。
- (G委員) そうですね。車いすで移動する時に軽車両で車道を走るのは危ないので、歩道を走っているんです。そこも矛盾がありますが、車いすの時でもハンドサイクルになるとどうなるのかなど。
- (委員長) そうですね。定義を1回、事務局の方で確認していただけますか。おそらく法律上こうなっていますというような現状の整理がいていると思います。また、今のような普通自転車でないような自転車の中に入れるとすると、それに対する環境整備などは違う話が出てきますよね。いわゆる自転車レーンを造ってもそこが通れなくなると、別のことを考えなければいけないので、そのあたりもここで扱う範囲として整理をしなければいけないと思います。
- (C委員) 多分、誤字ではないかと思うのですが、ページ3の上から4つ目の自転車安全利活用のところに「自動車安全利用推進員」とあります。「自動車」ではなくて、「自転車」ですね。
- (委員長) そうですね。3ページの真ん中のところは「自転車安全利活用推進員」ですね。
- (事務局) はい、申し訳ございません。単純ミスでございます。
- (H委員) 2つあるのですが、基本的にそれぞれの関係者の職務と役割を定義するという点について非常に積極的な意義があるという上での話ですが、一つは、自転車小売業者の責務ということで、「自転車事故の保険等について」という表現があります。これはおそらく損害賠償保険などをイメージされていると思います。具体的な条例案のところ、小売業者がいわゆる自転車利用者に対して購入しようとする者、または利用者に対して自転車事故の保険等に関する情報提供をし、その加入の促進に努めなければならないという言い方があります。おそらくこれは利用法上、保険とそれから自転車の小売を同時にやっておられるような業者さんはいらっしゃらないのではないかなと思います。加入の促進に努めなければならない、という踏み込んだところまで必要なかどうか。むしろ下の方にも「学校の責務」のところ、「啓発に努めなければならない」という表現が

あるのですが、いわゆる「加入の促進のための啓発をしなければいけない」という言い方に留める方がいいのではないか、と思うのが一つです。それからもう一つですが、自転車の盗難の防止ということで市の責務として、ページ3の方に色々な表現をされているのですが、片方で事業者の責務のところでも同様の表現がありまして、自転車の盗難の防止に努めることを示すべきだ、ということで表現があります。これを整理するとするならば、自転車の盗難防止の方に、市および事業者は、とかその他関係者は、みたいな形でもう少し包括的に盗難防止については、全体で取り組む必要がありますよという表現でまとめた方がいいのではないか、と思っております。

(事務局) 1 点目の保険の促進についてですが、保険には各種色んな保険があると思っております。その中で自転車の小売業者の方にこういうことを案として書かせていただいておりますのは、自転車の安全点検、これとセットになった TS 保険というのがございます。それを安全点検とセットになっていますから、それを促進していくのも一つの手段ではないかなと思っております。この TS 保険には、1,000 万、2,000 万でしたか、2 つの加入の種類がございます。滋賀県では高い方の保険を勧められているという調査結果だったと思っております。そういう保険も推進していただくべきではないか、ということで考えております。過去に学生による損害賠償が発生したという草津市の事例もありますので、そのあたり、皆さんの車とセットになった保険、これもあると思います。それに入っておられない場合も多々あるとは思っていますので、そういう保険もあるよ、ということも周知していただければどうかということで、「促進」ということを書かせていただいています。これは、また委員の皆さんのご意見をお伺いして修正するべきであれば修正していけばいいと思っております。それと盗難防止についてですが、草津市での盗難防止対策として、防犯カメラや施錠を促す音声スピーカーを、自転車の駐輪場に設置をしていく予定でございます。あえて、事業者と分けさせていただきましたのは、そういうものをまた違う形で実施してもらう必要があると思ったためです。そのカメラを設置しなさいとかスピーカーを設置しなさいということをこの施策例で書いておりますので、それを強制的にお願いするのではなくて、事業者は事業者の思いの中での盗難防止対策を実施していただくという、今の思いで分けているという状況でございます。

(I 委員) 「自転車小売業者の責務」のところですが、スポーツサイクルなどの購入の時にライトや後ろの反射材がバラバラに販売されているような状況です。自転車の小売業者さんから買われる時に前照灯が付いてない状態で売られることも可能です。そうすると、やは

り小売業者さんが売られる時に、安全な状態で自転車のほうを販売していただきたいということもあるので、そのようなお願いを条例化してはどうかと思います。

(委員長) 今のことは、要するにパーツがバラで売られているということですね。そうすると、使う人はそれをチョイスして使うという状態なので、前照灯や反射材がない状態でも買ってしまうということです。法律違反の状態を使わないような啓発というか指導というか、そういったものをするということが必要かと思います。入れるとすると、「自転車小売業者への責務」のところの「自転車の安全な利用や定期的な整備点検についての啓発」というところに、「これだけは最低限付けないと違反ですよ」という啓発や周知をしてもらうという感じになるかと思います。いかがでしょうか。

(事務局) 利用目的に合う形で販売もされると思います。一般公道用の自転車、確かにそういう自転車が走っていることもございますが、販売の時には、その点がわからない中で当然、販売もされていると思われまので、そのあたりはご意見をお伺いしたいと思いますが、J委員、例えばどうでしょうか。

(J委員) 大体普通の自転車ですと、ライトや反射鏡なんかは完全に装備はされています。ただ、スポーツ車に関しましては、各々色々そのパーツが出ています。業者としては、「ライトを付けてください」とか「後の反射鏡を付けてください」というようなことを売る時には必ず説明はしています。ところが、仮に「夜は走らへん。そやさかいライトはいらん」というようなことになってきますと、それ以上突っ込んで「それは駄目ですよ」ということはなかなか言えない。そのあたりが難しいところだなと思います。だから、今の市の条例のここに文言を入れていただくにしても、使っていただく方が、こういう考えだと抜本的解決にはならない。だから、そこらへんをどういうふうに説明していくとか、どういうふうにやっていったらいいのかというところが非常に難しいと思います。

(委員長) どこまでが小売業者の責務でどこからが実際使う人の責務かというところかなと思います。私も意見を色々伺いながら聞いて、極端な話、前照灯を付けないと売ってはいけないというところまでは言えないかなと。買う側からすると、例えば、本体はこのお店で買って、前照灯はこの店で買って、反射材はこのお店で買ってというのは可能なわけですね。それは、買う側の自由なので、セットにしないと売ってはいけないとまではさすがに言えないと思います。そうすると、例えば本体を買う時に、前照灯、反射材を付けないと公道は走れませんよということを買う人にちゃんと説明してもらうことに尽きるかと思います。書くとなれば書ける範囲はこの程度かと思いました。

(E委員) 安全に乗っていただくという意味でいけば、ヘルメットの普及と同じような意味合いもあるのかなと思います。道交法で決められていますよね。公道を走る場合は前照灯を付けなければいけないとか。なので、そのヘルメットの普及と合わせて何かポスター掲示するとか、その小売業者のところにポスターを張らせてもらうとか、何かそういう形でもいいのかなと思います。

(委員長) ありがとうございます。啓発活動の一つのメニューとしてそういうのを入れていこうということですが、他にいかがでしょうか。関連してでも、他の項目でもいいですが、ご意見が出ないようでしたら、私の方からこういう視点で確認いただきたいなということ少し言おうと思います。今、この資料②というところで、条例案が作られているのですが、2つあります。一つは、これをずっと並べるとかなりたくさんあります。委員会の皆様には今一度、条例として、たくさん挙がっている項目を全部入れるべきか、というのを見ていただきたいと思います。というのは、第1回からずっとこれを議論していますが、原案的なものは、他の市町村の事例に基づいて作成された1回目の資料です。そこから今日までの4回の色んなご意見を踏まえて、項目をどんどん追加する。そんな感じで今の案がありますので、ものすごく項目があるような状態です。見方によっては市民をどんどん縛っているというようにも読めるので、たくさん挙がっている項目を草津市の条例として全部入れるかどうか。あるいは先ほどの話のように、「これは言い過ぎる」「これは別に条例に入れなくてもいいのではないか」というような視点で1回、皆さんで見ていただきたいなと思っています。もう一つも関連するのですが、表現として、基本的にどの主体に対しても「・・・に努めなければいけない」というような表現になっています。一部、「・・・に努めるものとする」という少しマイルドな表現もありますが、言い方のパターンとして「・・・しなければならない」という義務にみたいな言い方と、「・・・に努めなければいけない」という努力義務にみたいな言い方と、「・・・にするものとする」というような、そんなに義務という感じではないというふうな3種類ぐらいの表現があります。たいていのものが、「・・・に努めなければいけない」という努力義務、義務を課しているという形になっているので、こんなにたくさん市民に義務を課していいのか。これは少し言い過ぎというのがあったら、指摘いただきたいなと思っています。なぜこんなことを言うかという、前回ぐらいから入ってきた「家庭の責務」というあたりで、家族に対して義務を課している点が気になったからです。当初は、「保護者の責務」という話があって、子どもに対して親は責任を持つということ

ろから始まったのが「家庭の責務」というのに変わりました。これは、大人の家族に対しても、こういう責任を家族が負うというふうになってしまっています。子どもに対して保護者が責務を持つのは理解できますが、大人の家族、自分の親とかに対して、責務を持つかというところは言いすぎかなという気がします。そういう視点で、「少しこれは言い過ぎ」とか「この項目は外してもいいのではないか」とか、そういう視点で1回、お目通しいただいて、何かご意見等をいただければと思いますが、いかがでしょうか。もし、ありましたら、ご発言いただければと思います。いま、パッとすぐに出ないようでしたら、第5回の委員会もあると思いますので、1回、そういう視点でも今の案を見ていただいて、次回にご意見をいただければと思います。皆さんが問題ないということであれば、そのままいけばいいと思います。どんどん追加するという視点でずっと議論していますので、減らすというか、言い過ぎかどうかをチェックするという視点でもこの段階で1回見ていただければと思いますので、こういう発言をしました。次回までの間に、そういう視点でも見ていただいて、ご意見をまた、いただければと思います。

(K委員) 委員会で、皆さんが色んなご意見を言われたことについて、事務局が持ち帰って整理していただくのだったらいいと思います。ただ、事務局が話し合っ、どんどん追加していくから、なんぼでも膨らんでいきます。みんなが言っていることを、どうやって整理してすっきりしていくかという視点で考えていただくとありがたいですね。

(委員長) わかりました。どんどん追加する方向性で話が進んでいますので、先ほどの市の責務の話のように、一緒にした方がいい項目についてもご意見いただければと思います。会議をするたびに膨らんでいく感じがありますので、1回スリム化も考えなければいけないと思います。

(H委員) 今、委員長がおっしゃられた点との関わりで考えています。2ページの部分が「関係者の役割と責務」という形でまとめられていて、3ページが施策の基本となる事項ということで主に「市の責務」というイメージでとらえられるような形で整理がされていますが、重複している部分があるかと思いますが、先ほどのことも含めて、市だけが一生懸命頑張ってもこれは基本的に解決しない問題だと思います。そうすると、直接の利用者あるいは事業者、小売業者等々を含めて総合的に協力しながら進めていくという視点で考えた場合に、それぞれの責務がどういうふうになっていくかを考慮し、一度再整理をしていただけたら、その方がはるかに効率がいいかなと思います。

(委員長) わかりました。今は、主体ごとに整理がされています。最後、条文にされる時に、第何

条という見出しかが付くと思います。今の作りだと、主体で仕分けがされているので、複数の主体がかかるものが何度も出てくると思います。最後の整理の段階で主体ごとに整理する今のパターンか、中身を整理するパターンでいくかによって作りが変わってくると思います。どちらかの整理の仕方ですべて統一してやっていくといいのかなと。どうしても重複は出てくると思いますが、最後に読んでわかりやすいものになればいいかなと思います。

(C委員) ページ1、2と3では少し内容が違うのではないかと思います。そういうことで、これをどういう分け方にするかということですが、前半は2ページまでは本来の条例ということで、3ページは何かそれを補足する位置づけにしてはどうかと思いました。

(委員長) どちらも条文に含まれるかと思いますが、1、2ページ目と3ページ目の話は、ごっちゃにならないような整頓があるような気がしますね。

(L委員) 関係者団体についてお聞きしたいのですが、定義のところ「利用促進に関する団体も含めて検討する必要がある」というところもありますが、ここに出てくる「関係団体」というのは結構な数になるわけですか。県とか国とかというのが関係機関ということで理解したらいいのですか。

(委員長) “関係団体”と“関係機関”という表現があります。それぞれの項目によって、きっと関係機関は変わってきますよね。

(事務局) 大変失礼しました。関係団体、関係機関等については、安全利用であれば、地域で提供いただいています“まち協”の安全教室とか、交通安全関係の団体とか、そういうものになってまいります。また、利用促進であれば、環境面ということの利用促進、健康面での利用促進ということで、そういう団体ということになってまいります。それと3ページの関係機関と言いますのは、県警や市、県、国などの行政機関も含めたものということになります。ご指摘のとおり、非常にわかりにくいということになりますので、そのあたりをわかりやすく別途書かしていただくか、この関係機関、関係団体は何かということをもう少し明確にできるように工夫させていただきます。

(委員長) 少し整理をお願いいたします。市民の集まっている市民団体というのが関係団体、行政に関わるものが関係機関ということになると思いますので、使い分けを整理した方がいいかなと思います。

### ③ 提言（案）について

## 【事務局より資料の説明】

### 【質疑応答】

(委員長) 提言という形で、初めて出てきた資料ですが、ご意見をいただければと思います。皆さんはお気づきかと思いますが、本来的な順番で言うと、この検討委員会の方から市長にこの提言をして、それを元に市が条例を作る。そんな順番だと思いますが、委員会の議論の順番として先に条例の内容についてご意見をいただいて、そこから出てきた内容から逆に提言の項目立てをするという順番になっています。内容的にはいままでご議論いただいた条例にこんなことを入れたらいいという内容をもとに作っているというような状況になっています。どこからでも構いませんが、ご意見等をいただければと思います。特に3章までは前置きというか、現状認識なので、4章、5章、15ページ以降が委員会として議論すべきところかと思っています。

(事務局) この提言につきましては、本日初めて皆さま方にお配りをさせていただきました。事前に配布すべく、頑張っていたのですが、この提言書の条例案等、庁内の部長級の検討部会や関係課長の作業部会によって、議論を行いながらまとめてきたため、時間的に非常にタイトになり、今日のお示しということになったことをお詫び申し上げたいと思います。また、先ほどK委員からもございましたが、庁内での議論を経ながら膨れ上がってしまうという面も多々ございます。その点は整理しながら、提言書についてもまた、まとめていきたいと思っています。それで本日、意見をいただきました件につきましては、15ページ以降でまた修正もさせていただきたいと思います。お時間もだいぶ来たようでございますので、本日また持って帰っていただき、次回、ご意見をいただくのも一案かなと思いますので、そのあたりは委員長の方でご判断いただきたいと思います。

(委員長) ありがとうございます。読むのでも皆さん、時間がかかると思いますので、今、パッと見て気が付いていた点があれば、お願いします。

(C委員) 資料の23ページ最後のICTですが、実際にはどれくらいの自転車についているのですか。

(事務局) 南草津の東口の駐輪場に入出入りする時に、このICタグが必要であり、定期利用者の方は全員で一時的利用者の方にも付けていただくようお願いしております、5,000台ぐらいは付けております。ひょっとしたら自転車を買い換えなどで減っているかもわかりませんが、出ている数はそれくらい出ています。

(C委員) どのへんに付けるのですか。

- (事務局) 自転車のスポークにカチャンと挟む仕様となっています。
- (C委員) 反射板みたいなやつですか。
- (事務局) 抜けないようになっているので、これを取ろうと思うと、かなり大きなはさみのようなものでバシッとしないと取れないようになっています。
- (C委員) 前輪ですか。
- (事務局) 前輪の方に付けさせていただいています。
- (C委員) それは、定期契約すれば、特に費用はかからないのですか。
- (事務局) 定期でありましょうが、一時利用でありましょうが来てくださった方に関しては、無料で付けさせていただいています。
- (C委員) そういうことですか。わかりました。
- (D委員) こちらには、「市民等」と書いてあるのですが、ここは「市民」となっているのは、意図があるのでしょうか。16 ページに「市民の責務と役割」と書いてあるのは、市への提言だからこういう書き方が望ましいのでしょうか。今まで話し合っていた中で、通っている高校生も大学生、勤めている人も多から「市民等」となっていたのかと思っておりますが、いかがでしょうか。
- (委員長) これは何か使い分けがあるのですか。市民が定期的な整備点検とか、そういうお話なので内容的には一緒ですね。資料②の1番の2 ページですね。市民等の責務の「市民等」ですね。
- (事務局) 前回の3回目の議論の時に、「市民等」と書いていたのですが、定義の中で市内に在住、通勤もしくは通学するものは市内で活動するものという定義で市民ということで表していますので、「等」を外しております。
- (D委員) わかりました。
- (委員長) 他にいかがでしょうか。今、すぐにパッと出ないようでありましたら、先ほど事務局さんからもございましたように、お持ち帰りいただいて、またお気づきになったところを挙げていただくといいかなと思います。次回に言っていただくということにするか、あるいはいつまでに事務局に連絡してくださいというスタンスでもいいと思います。次回のこういう資料等を作る時に、それに反映しようと思ったら、事前に意見収集をすることになるかと思いますが。
- (事務局) 事前にいただくのは非常にありがたいことですが、次回の委員会で議論していただいた上で、次々回の委員会で皆さんにお示ししていく形でいいかなと思います。なお、最終

的な提言については、8月を予定しておりますので、7月の委員会で意見をいただいたものは、8月の委員会前に事前配布させていただいて、確認しておいてもらおうと思っております。

(委員長) はい、わかりました。今日出なかった部分については、一度お持ち帰りいただいて、お気づきの点を頭の中で整理のうえ、7月の第5回委員会でお示しいただくということにしようかと思っております。7月の会議に欠席される方もおられると思っておりますので、その時は、欠席連絡とともに、事務局の方に言っていただければと思います。

(事務局) 今、スケジュールが出ましたので申し上げたいと思います。今、7月、8月とっておりますが、条例として4月1日施行、これを目指していこうとした場合に、スケジュールを前倒しさせていただく可能性がございます。7月ごろに予定しておりました次回の委員会につきましては、6月中に開催させていただくかもわかりません。また、非常にタイトなスケジュールをお願いをすることになるかもわかりませんが、どうぞよろしくご協力をお願いしたいと思っております。また、最終の委員会については、7月中にということで1ヶ月前倒しを事務局の方で検討しておりますので、少しご承知おき、お願いしたいと思っております。

(委員長) 配られているスケジュールが少し早めになるという可能性があるということで、また提言に関するご意見は7月か6月かわかりませんが、第5回の委員会の時にご意見をいただくということで、お願いできればと思います。いまの段階でもしあれば、伺っておきますが、よろしいですかね。

(I委員) 15ページの提言のCの「自転車の盗難の防止」の下の2行目ですが、「ワースト1位となっています。このため自転車盗難が起りにくい地域づくりを進めるとともに」というところですが、「自転車盗難が起りにくい」という表現は何か、パツとしないというか、「自転車盗難をさせない地域づくり」とかに変えたほうがいいのかと思います。いかがでしょうか。

(委員長) そうですね。確かに、盗難は誰かがするわけですから、それをさせないとか防止するというか、そういうことですね。現象としては、起きる、起きないという話ですけど、誰かが人間としてするわけですから、それをさせない地域づくりということですね。皆さま、いかがですか。そこは、「させない地域づくりを進める」と、そんな表現で修正できればと思います。

(A委員) この提言では、できるだけ多くのことを盛り込む予定にしております。その中からこれ

だけはというのを条例に入れていきたいと思います。また、条例に盛り込めないものについては、その後の基本計画等で具体的な施策等のほうに反映させていくというような形で考えております。この提言は、できる限りいろんな意見を入れさせてもらうということで考えておいてよろしいでしょうか。先ほど、条例項目が多いので精査していった方がというお話があったのですが、条例はそういう方向で進めて、提言の方はこういうものも入れたらどうでしょうかというのを積極的に出させてもらったらいいでしょうか。それとも、こちらも条例とリンクしてできる限り精査していきたいという思いをお持ちでしょうか。

(事務局) ありがとうございます。提言がすべて基本になってきますので、今、おっしゃってくださったとおり、盛り込むだけ盛り込み、そこからすっきりとした形で条例なり基本計画なりというふうに持っていくので、よろしく願いいたします。

(委員長) そうですね。確かに先ほどスリム化するという話を条例のほうでは言いましたが、こちらは委員の皆さんが思っている話をどんどん盛り込むという形でいいかなと思います。こういった色んな意見を踏まえた提言を市に出されて、そこから必要なところを条例化していく。あるいは基本計画にしていくと、そんな進め方かなと思いますので、こちらはあまり絞ろうと思わずにどんどん入れていけばいいかと思います。

(M委員) 15 ページの 4 番の表題にある「自転車の安心安全な利用の促進」という表現と、それから 21 ページのところでも同様に、「自転車の安心安全な利用の促進を推進する体制」とありますが、全体のタイトルのところが「草津市における自転車の安全な利用・利用の促進」というふうにあえて、利用の促進を強調しているような形になっているかと思います。利用の促進という意味で言うと、この 15 ページ、21 ページのところそれぞれ表現されているような形でのまとめ方でもいいのではないかなと思います。それでいくと、草津市における自転車の安心安全な利用促進および盗難の防止に関する提言、という形になるのかと思いますが、いかがでしょうか。

(委員長) そうですね。今、第 4 章のところと言うと「安心安全な利用促進」という全体のタイトルがあって、その中に「安全な利用と利用の促進・盗難防止」と 3 つタイトルが、小項目がありますよね。

(事務局) 3 つの大きな柱がございますので、自転車の安全な利用、利用の促進、盗難の防止に関する提言と、この表題どおりでいかさしていただきたいと思います。

(委員長) 大枠のタイトルを付けるか、項目立てをしたところをつけるか、というお話かと思いま

す。項目立てしたほうが、中身が分かりやすいとか、そんな形ですかね。他の皆さんはいかがでしょうか。よろしいですか。特に今、パッと出ないようでしたら、持ち帰りいただいてまたお気づきの点をまとめていただいて次回の時にご意見をいただく、ということにしたいと思いますので、お持ち帰りいただいて、次回までにお目通りいただければと思います。そうしましたら、ここまでが予定されていましたが議題、①から③になります。事務局は、いただきましたようなご意見を踏まえ、また資料等を次回の委員会に向けて準備いただければと思います。今回は第5回ということですが、全体が第6回分のスケジュールの中で、最終段階に入ってきていますので、提言をまとめていく、ということができればと思っております。他に何かございますか。よろしいですか。そうしましたら、予定しておりました議事が3つ終了しましたので、議事は終了したいと思います。それでは、進行を事務局さんの方にお返ししたいと思います。お願いいたします。

### 3. その他

#### ○ 次回の日程等について

(事務局) 委員長におかれましては、議事進行の大役、ありがとうございました。また、各委員におかれましては、色々ご議論をいただきまして大変ありがとうございました。レジュメの3、その他、次回の日程ということで、7月下旬と書いてございますが、先ほども申し上げましたように、6月中の開催もあり得るということを念頭においていただきたいと思います。また、文書で通知をさせていただきますので、ご協力をいただきますよう、よろしく願いをいたします。これで本日の検討委員会を閉じたいと思います。本当にありがとうございました。

(一同) ありがとうございました。